

自主防災組織を

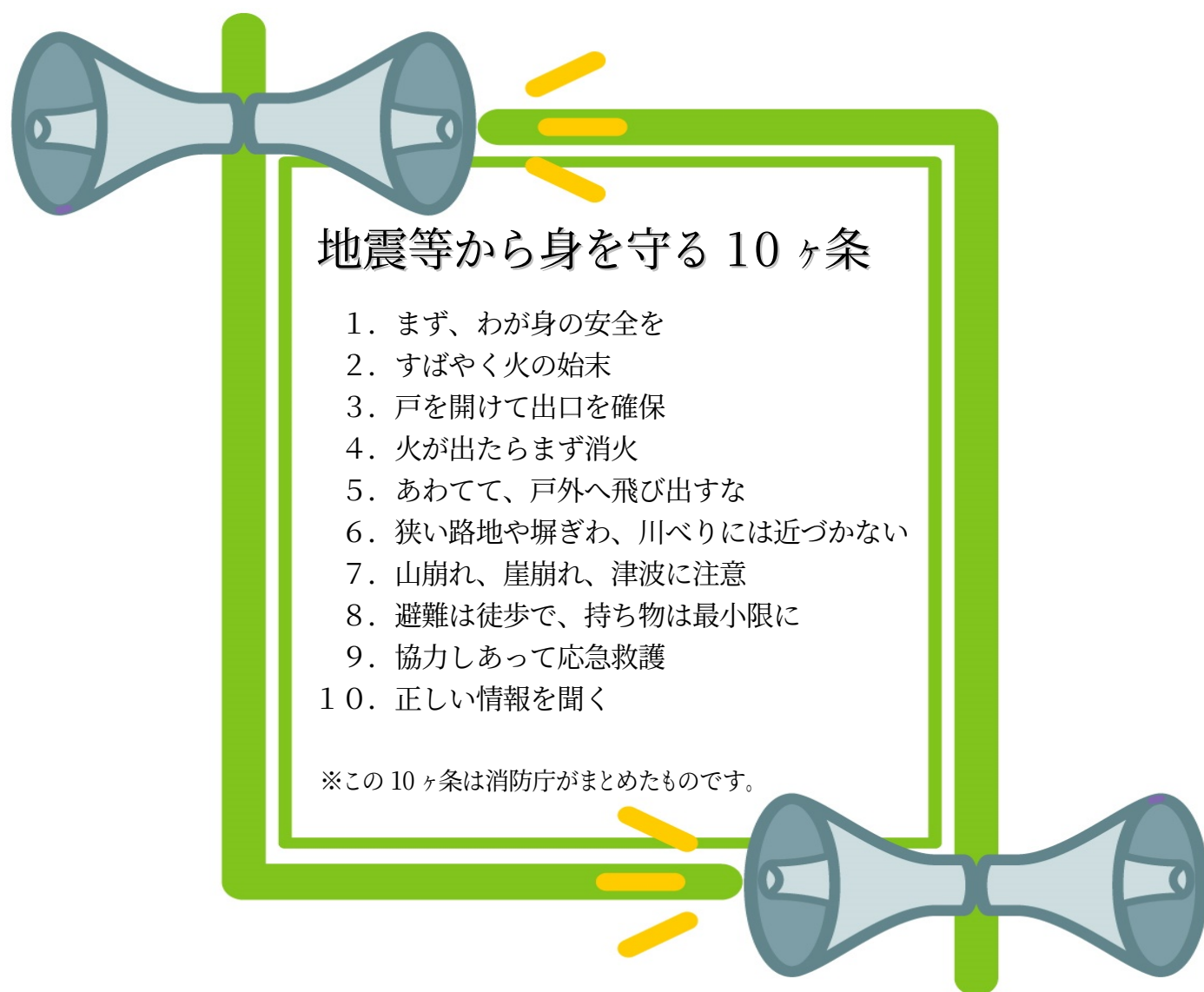
つくろう！



安全・安心の^{まち}地域づくり

目 次

「自主防災組織とは」・・・・・・・・・・・・・・・・	1
「自主防災組織は、なぜ必要か」・・・・・・・・	2
「自主防災組織の活動」・・・・・・・・・・・・	3
「自主防災組織をつくるには」・・・・・・・・	4



【自主防災組織とは】

自主防災組織とは、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のことをいいます。

地域（町内会・自治会・その他地域内の活動組織）単位で組織されるもので、地震や水害等の災害が発生したときに、被害を防止したり、軽減するための防災活動を行います。

このように、いざ災害が起こったときに、自らの身や地域を守るために自主的に活動する組織を「自主防災組織」と呼びます。



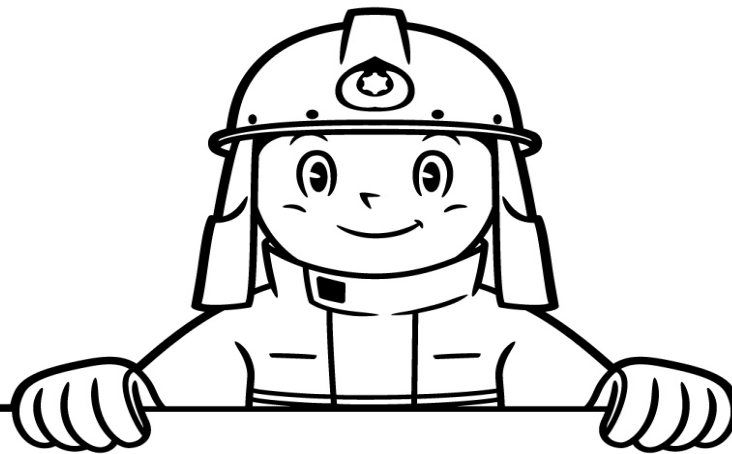
【自主防災組織は、なぜ必要か】

大地震などの大規模な災害が発生したら、行政は総力を挙げて対応しますが、次のような悪条件が重なり、十分な応急活動ができないことも予想されます。

- ・電話が不通となり、被害状況等の情報収集が困難となる。
- ・道路や橋の損壊、建物の倒壊等により交通が著しく阻害される。
- ・防災機関が被害を受ける。
- ・同時に各地で火災が発生し、消防力が分散される。

このような状況において被害を軽減するためには、住民の自主的な防災活動が最も効果的であることは、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の例でも明らかです。また、個々ばらばらの活動よりも、組織（自主防災組織）として集約された活動の方がはるかに有効です。

地域住民がお互いに助け合い、活動することが被害の軽減につながります。



阪神・淡路大震災では、倒壊した家の下敷きなどで、多くの犠牲者がいましたが、助け出された人たちの大半が、近所の方々により救出されました。

自主防災組織の活動には、災害に備えて被害の発生や拡大を未然に防止するため、日常行う活動（平常時の活動）と、災害が発生した後に地域内で被害の発生や拡大を防止するために行う活動（災害時の活動）があります。

主に次のような活動があります。

平常時の活動	災害時の活動
①防災知識を普及啓発する活動 ・ミニコミ誌の発行、講演会の開催など	①情報収集伝達活動 ・被害情報等の収集伝達 ・救援情報等の周知など
②災害発生 of 未然防止のための地域活動 ・家具の固定 ・建物や塀の耐震診断など	②初期消火活動 ・消火器などによる消火活動など
③災害に備え地域を知るための活動 ・避難路、避難場所の把握 ・避難のための介護を必要とする人の把握など	③避難誘導活動 ・住民の安否確認 ・避難所への誘導 ・介護が必要な人への援助など
④災害発生時の活動を習得するための訓練 ・情報伝達、消火、避難、救出救護、給食等の訓練	④救出救護活動 ・負傷者の救出、救護など
⑤災害発生に備えるための活動 ・防災資機材などの整備、管理など	⑤給食給水活動 ・食料、飲料水の調達 ・救援物資の受領、分配など



【自主防災組織をつくるには】

自主防災組織は、地域のみなさんが自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。

まず、地域内で話し合いを進めてみましょう。ある程度、気運が高まってくれば、リーダーを決めて、結成に向けて行動を始めましょう。

自主防災組織の活動は地域に密着したものです。

1. 自主防災組織の規模

地域住民が最も効果的に防災活動を行えるよう、地域の実情に応じて、その規模を決めるのが適当です。

- ・みんなが協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感がわく規模であること。
- ・日常生活上の関係の深い地域として、一定のまとまりを有する範囲であること。

自治会、町内会、その他、現在地域の中で活動している組織などを活用する方法が考えられます。

※世帯数の多い地区や少ない地区では、支部組織を設置したり、近隣地区と連合して、編成するのもよいでしょう。

※マンションなどの集合住宅では、既に結成している自衛消防隊を活用する方法もよいでしょう。

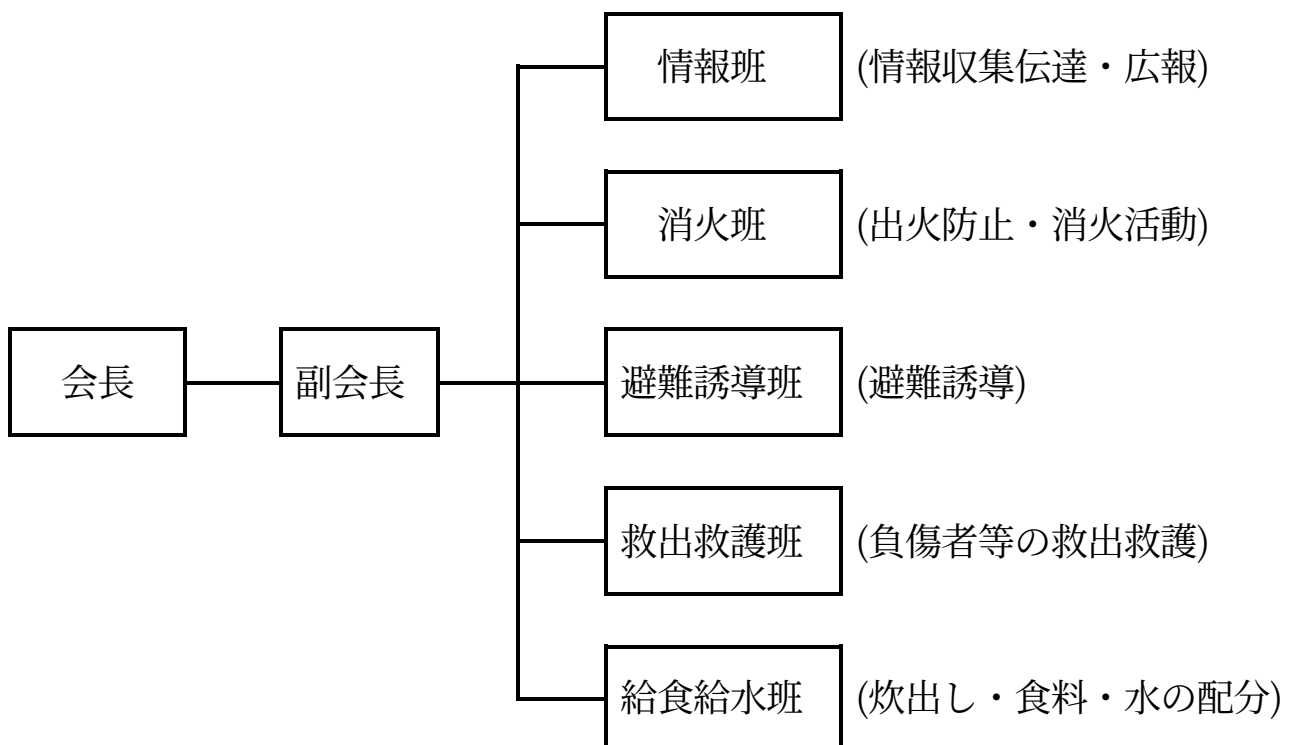


2. 自主防災組織の編成

自主防災組織が災害時の活動を迅速かつ効果的に行うには、あらかじめ組織内の役割分担を決めておく必要があります。

★組織の一般的な編成と役割は、次のとおりです。

《自主防災組織の編成例》



【自主防災組織をつくるには】

3. 規約の作成

自主防災組織を結成するときは、規約を定めるようにしてください。

規約には、次のようなことを定めておきます。

- ・ どの範囲の住民（地域）を対象とした組織であるか。
- ・ どのような活動を行うか。
- ・ リーダー（役員）の役割。

4. 活動計画（防災計画）の作成

- ・ 年間活動計画を立てます。

防災活動は多岐にわたりますので、できることから少しずつ取り組みましょう。

- ・ 町内会や自治会などの行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うのも有効な方法です。

5. 市への届出

- ・ 自主防災組織を結成しましたら、市へ届け出てください。
- ・ 自主防災組織が主催で事業（各種訓練など）を実施する場合は、市へ届け出てください。（FAX可）



【自主防災組織をつくるには】

6. 大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金

自主防災組織等が行う総合防災活動事業ならびに地域一時避難場所運営事業に対して、予算の範囲内において補助を行うことにより、地域の防災力向上を図り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するための制度です。

●対象経費

事業名	補助対象事業
総合防災活動事業	備品購入費、講師謝礼等、交通費、通行料、消耗品費、印刷製本費、石油等燃料費、医薬材料費、クリーニング代、保険料、警備費、会場使用料、物品借上料その他市長が必要と認めたものの
地域一時避難場所運営事業	備蓄食、高齢者食、毛布、乳幼児用ミルク、哺乳瓶、乳幼児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、生理用品、トイレトペーパー、マスク及び飲料水の購入費

●補助内容

総合防災活動事業は補助対象経費の2分の1の額を、地域一時避難場所運営事業においては全額をそれぞれ交付します。ただし、世帯数に応じて上限額があります。(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額が対象となります。)

区 分	総合防災活動事業 補助限度額	地域一時避難場所運 営事業補助限度額
30世帯未満	30,000円	30,000円
30世帯以上50世帯未満	55,000円	35,000円
50世帯以上100世帯未満	80,000円	40,000円
100世帯以上300世帯未満	105,000円	50,000円
300世帯以上500世帯未満	140,000円	60,000円
500世帯以上700世帯未満	175,000円	70,000円
700世帯以上900世帯未満	210,000円	85,000円
900世帯以上	245,000円	100,000円



市民憲章

わたくたちの狭山は、金剛、葛城をあおぎ、水豊かな狭山池の美しい自然と古い歴史に恵まれたのびゆくまちです。

わたくしたちは、このまちに住むことに誇りをもって、よりよいまちを築くために、みんなの願いをこめて、この憲章を定めます。

- 一．思いやりの芽を育て、明るく楽しいまちをつくりましょう。
- 一．自然を愛し、美しく住みよいまちをつくりましょう。
- 一．健康で働くよろこびをもち、心豊かなまちをつくりましょう。
- 一．教養を高め、知性に満ちた文化のまちをつくりましょう。
- 一．幸せを願い、夢と希望のあるまちをつくりましょう。

問い合わせ 大阪狭山市危機管理室

TEL 072-366-0011（内線276）

FAX 072-367-1254

メールアドレス kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp